

添付書類一覧表		◎農地を農地のまま売買又は貸借するとき	◎自分名義の農地を農地以外に転用するとき	◎他人名義の農地を売買又は貸借し農地以外に転用するとき
添付書類		農地法第3条	農地法第4条	農地法第5条
①	土地全部事項証明書	○ 法務局	○ 法務局	○ 法務局
②	履歴事項全部証明書	○ 受人が法人の場合 どれか一つ	○ 受人が法人の場合 どれか一つ	○ 受人が法人の場合 どれか一つ
③	法人定款又は寄付行為書			
④	営農計画書	○ 新規就農の場合又は 受人が市外の場合		
⑤	事業計画書 別紙様式あり		○	○
⑥	資金計画書		○	○
⑦	資金証明書（融資証明・残高証明等）		○	○
⑧	位置図及び周辺状況図	○	○	○
⑨	字図	○ 市税務課（資産税係） 又は法務局	○ 市税務課（資産税係） 又は法務局	○ 市税務課（資産税係） 又は法務局
⑩	配置図（土地利用計画図）		○ 山林転用の場合は写真	○ 山林転用の場合は写真
⑪	排水計画図（雨水・汚水／雑排水）		○	○
⑫	その他参考となる図面（横断図等）			
⑬	被害防除策の確認書 ※周囲に農地が隣接している場合		○ 別紙様式あり	○ 別紙様式あり
⑭	排水同意書（水路等管理者）		○	○
⑮	土地改良区意見書		○ 水利組合も同じ	○ 水利組合も同じ
⑯	公共財産払下げ書類			
⑰	他法の許認可証明			
⑱	小作契約の解約証明（合意解約書）	○	○	○
⑲ その他	抵当権者等の同意書			
	代替地検討表		農地区分が2種の時	農地区分が2種の時
	5年間耕作する旨の誓約書			
	始末書※既転用の場合			
	太陽光発電の場合 ・電力会社との接続契約 ・経済産業省ID ・設計図 等			
	委任状			
	その他（申請人確認書類） 【任意】	○ 受人…住民票 渡人…印鑑証明 ※受人が市外に経営農地 を持つ場合…耕作証明	○ 住民票	○ 受人…住民票 渡人…印鑑証明
※ 農用地区域に含まれている農地については4・5条申請前に市の除外申請承認を受け、県知事の許可を受けなければなりません。 ※ 3,000㎡以上は、都市計画法の許可が必要となります。 ※ 5,000㎡以上は国土法に基づき事前に届出が必要となります。	申請部数 1部	申請部数 1部 (4ha以上の場合 2部)	申請部数 1部 (4ha以上の場合 2部)	
	※平成18年4月1日から県からの権限委譲により、受人が人吉市外居住者であっても農業委員会許可となりました。	2a未滿の農地を農業用施設に供する場合許可不要。 許可不要転用届を農業委員会へ提出してください。	平成28年4月1日から県からの権限移譲により、4ha以下の転用・権利移動は農業委員会許可となります。 4haを超える転用・権利移動は県知事許可となります。	

※3条・5条の申請書には当事者が連署の上、申請してください。

※申請期限は毎月10日（10日が休日祝日の場合はその前日）です。

※申請書類の作成については、本人もしくは行政書士のみとなっております。